

# 墨田区消費者ニュース

令和元年8月発行 第153号

【編集・発行】すみだ消費者センター  
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)  
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



**2019年10月1日から  
消費税率が10%に引き上げられる予定です！**

## 軽減税率や経過措置

消費税の増税によって、高所得者層より低所得者層の方の負担が大きくなるように「日々の生活において幅広い消費者が消費・利活用しているものに係る消費税の負担を軽減する。」という考え方にに基づき、「酒類・外食を除く飲食料品」、「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」には、軽減税率が適用されます。

特に外食については、「テイクアウト等【外食にあたらぬ】場合は、**軽減税率(8%)**を適用する。」また、「店内での飲食等【外食にあたる】場合は、**標準税率(10%)**を適用する。」など、食べる場所などによって、定義が細かく分類されていますので注意しましょう！

なお、改正後の税率は、適用開始日以降に行われる各種取引に対して適用されますが、旅客運賃、電気料金、請負工事、資産の貸付等一定の取引については、改正前の税率を適用するなどの**経過措置(8%)**が講じられます。

飲食料品(食品表示法に規定する食品) 8%



酒類 10%

### 軽減税率制度に関するご相談は

消費税軽減税率電話相談センター

0570-030-456

国税庁の設置する回線です。

受付時間：9時～17時(土日祝除く)

## チケットの不正転売等を禁止する

～ チケット不正転売禁止法が施行されました！ ～

### 【相談事例】

チケット不正転売禁止法が施行されたが、チケットの転売がすべて禁止になるわけではないと聞いた。

どのようなチケットの転売が禁止されたのか教えてほしい。

### 【アドバイス】

インターネット上でのチケットの不当な高額転売等を禁止するため、2019年6月14日からチケット不正転売禁止法が施行されました。

国内で行われる映画、音楽、舞踏などの芸術・芸能やスポーツイベントなどのチケットのうち、興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨が券面に記載されたチケット（特定興行入場券）を、興行主の事前の同意を得ずに、業として販売価格を超える価格で譲渡することが禁止されました。

もし、急きょ行けなくなった場合は、公式リセールサイトなどを利用してチケットを希望する人へ転売することが可能な場合もありますので検討してみましょう。

また、チケット転売仲介サイト等では、転売目的で入手したとみなしたチケットの販売、出品を禁止しているケースがありますので注意しましょう。

事業者だけでなく、個人でも繰り返し転売を行うと罰則対象となります。

## すみだ消費者センター相談室



■相談日……月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地……墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

●東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

●東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分

●区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

■案内図

